

あなたにも、マイナンバー。 はじまります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとり
お届けします！

！ マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット

1 行政の効率化
手続きが正確で
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便性の向上
面倒な手続きが
簡単に

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現
給付金などの
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

マイナンバー
0570-20-0178

マイナンバー

検索

マイナンバー（個人番号）は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。



◆お問い合わせ 黒潮町役場 本庁 総務課 企画振興係 ☎43-2177(直通)

Q マイナンバーが届いたら、何をすればいいの？



- A** 平成27年10月から皆さんの住民票の住所にマイナンバーを通知するカード(通知カード)が郵送され、平成28年1月から税・社会保障の申請書などへのマイナンバーの記載が順次始まります。
通知カードはマイナンバーを申請窓口で確認するための大切な書類です。
また、マイナンバーは原則、生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更はできませんので、通知カードは大切にしてください。

Q マイナンバーはどういう場面で利用するの？

- A** 社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。年金・雇用保険・医療保険の手続きや生活保護・福祉の給付、税の確定申告の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
また、税や社会保障の手続きで事業主や証券会社、保険会社が個人に代わって手続きを行う場合もあり、勤務先や金融機関にマイナンバーの提出を求められる場合があります。

Q 個人番号カードは何に使えるの？



- A** マイナンバーの通知の際、個人番号カードの申請書が届きます。
個人番号カードはICチップのついたカードで、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書も搭載されます。顔写真もあり、本人確認のための身分証明書として使用できます。図書館カードや印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスも利用可能になります。

Q よく「国が個人情報を一元管理する」と言われますが、本当？

- A** 違います。個人情報の管理は今までどおり各機関で行い、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。
マイナンバーを元に特定の機関に共通のデータベースを構築することはなく、個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。

Q アメリカや韓国のように成りすましが多発することはありませんか？



- A** 海外の成りすまし事案は番号のみでの本人確認や、番号に利用制限がなかったことなどが影響したと考えられます。
日本のマイナンバー制度では、厳格な本人確認の義務付けや利用範囲の法律での限定、罰則の強化などの措置を講じています。

マイナンバーについて さらに知りたい方は

- ◆マイナンバー(社会保障・税番号制度)のホームページ：『マイナンバー』で検索
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ◆マイナちゃんのマイナンバー解説：
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>
- ◆マイナちゃんの公式ツイッター：https://twitter.com/MyNumber_PR
- ◆マイナンバーのコールセンター：
日本語：0570-20-0178 (マイナンバー)
英語：0570-20-0291
土日祝日、年末年始を除く、9:30~17:30

